

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

I 制定趣旨

民間労働法制において時間外労働の上限規制等が導入されることを踏まえ、国家公務員においても超過（時間外）勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることから、本市についてもそれらの措置等と同様の措置を講じるため条例を改正するもの

II 条例の主な改正内容

1 第8条の改正

- (1) 正規の勤務時間以外の時間における勤務について、必要な事項は規則で定める旨の規定（第3項）を追加

参考：規則で定めることが想定される事項

- ① 時間外勤務の上限時間
- ② 上限時間の特例（大規模な災害への対応等公務の運営上真にやむを得ない場合）
等

III 施行日関係

平成31年4月1日から施行

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）新旧対照表

新	旧
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p>